

「国際協力銀行事後評価業務評価」（評価の評価）実施計画（案）

I. 調査の背景と目的

- (1) 本行は海外経済協力業務実施方針（公表済）などにおいて、事業の効果的かつ効率的な実施を図るとともに、国民に対する十分な説明責任を果たすため、評価の充実を業務運営にあたって配慮すべき事項のひとつとしている。
- (2) 具体的には、「事後評価・効果測定データ収集業務」などを活用し、全ての完成案件を対象とし事後評価を実施するとともに、第三者からの意見聴取も含め第三者の視点を全ての事業に反映させるべく事後評価業務を実施、その結果は、「円借款案件事後評価報告書」として公表している。また事後評価においては、個別事業の評価のみならず、複数の事業のインパクトを包括的に評価する、つまり特定の地域・分野等において円借款が目標とする経済成長や貧困削減にどのような貢献をしたかを確認するプログラム評価を実施している。
- (3) 上記のとおり、本行は事後評価業務について、国民からの声や各種提言に対応し充実を図っているが、これまで経年的に実施し、ほぼ確立した感のある事後評価業務について、ア) その更なる質の向上を図る、イ) (円借款事後評価フィードバック委員会で指摘があった)「内部で実施する評価の質を如何に担保にするか、その質について対外的な説明責任を如何に果たすのか」との問いに応える、ことを目的とし、「評価」の専門的知見を有する外部有識者に本行の事後評価業務のレビューを委託するもの。

II. 調査内容 (TOR)

評価対象：

平成 14 年度事後評価実施案件（平成 15 年度評価報告書掲載予定案件）のうち、プロジェクト評価、プログラム評価の一部を対象として、その評価手法等についてレビューを実施する。また事後評価システム全般についてのレビューを実施する。それらにより、現在の本行事後評価業務の質を評価し、必要に応じて事後評価業務向上に向けた提言を示す。